

東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 前後比較表

本文 変更前	本文 変更後	備考
<p>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(i) 構造</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理系）は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、濃縮廃液貯蔵タンク、使用済粉末樹脂貯蔵タンク、使用済樹脂貯蔵タンク、クラッドスラリタンク、廃液スラッジ貯蔵タンク、床ドレンスラッジ貯蔵タンク、減容固化設備、減容固化体貯蔵室、セメント混練固化装置（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、減容装置、雑固体廃棄物焼却設備（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、雑固体減容処理設備（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、サイトバンカプール、固体廃棄物貯蔵庫（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、給水加熱器保管庫、固体廃棄物作業建屋（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）等で構成する。</p> <p>濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、減容固化設備で乾燥・造粒固化後、容器に詰めて減容固化体貯蔵室に貯蔵するか、貯蔵した後、セメント混練固化装置でドラム缶内に固化材（セメント）と混練して固化し貯蔵保管する。</p> <p>フィルタ脱塩器から発生する使用済樹脂は使用済粉末樹脂貯蔵タンクに、また、非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジはクラッドスラリタンクに貯蔵する。</p> <p>脱塩装置から発生する使用済樹脂及び助材型ろ過装置から発生する廃スラッジは、使用済樹脂貯蔵タンク、廃液スラッジ貯蔵タンク若しくは床ドレンスラッジ貯蔵タンクに貯蔵するか又は貯蔵し放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。</p> <p>可燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。</p> <p>不燃性雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは減容装置で圧縮減容し、必要に応じて雑固体減容処理設備で溶融・焼却した後、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。</p> <p>第6給水加熱器の取替えに伴い取り外した第6給水加熱器3基等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の給水加熱器保管庫に貯蔵保管した後、不燃性雑固体廃棄物として処理する。</p> <p>使用済制御棒等の放射化された機器は、使用済燃料プールに貯蔵した後、固体廃棄物移送容器に収納しサイトバンカプールに移送し貯蔵保管する。</p>	<p>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(i) 構造</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理系）は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、濃縮廃液貯蔵タンク、使用済粉末樹脂貯蔵タンク、使用済樹脂貯蔵タンク、クラッドスラリタンク、廃液スラッジ貯蔵タンク、床ドレンスラッジ貯蔵タンク、減容固化設備、減容固化体貯蔵室、セメント混練固化装置（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、減容装置、雑固体廃棄物焼却設備（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、雑固体減容処理設備（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、サイトバンカプール、固体廃棄物貯蔵庫（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、給水加熱器保管庫、固体廃棄物作業建屋（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、<u>圧縮減容装置</u>等で構成する。</p> <p>濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、減容固化設備で乾燥・造粒固化後、容器に詰めて減容固化体貯蔵室に貯蔵するか、貯蔵した後、セメント混練固化装置でドラム缶内に固化材（セメント）と混練して固化し貯蔵保管する。</p> <p>フィルタ脱塩器から発生する使用済樹脂は使用済粉末樹脂貯蔵タンクに、また、非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジはクラッドスラリタンクに貯蔵する。</p> <p>脱塩装置から発生する使用済樹脂及び助材型ろ過装置から発生する廃スラッジは、使用済樹脂貯蔵タンク、廃液スラッジ貯蔵タンク若しくは床ドレンスラッジ貯蔵タンクに貯蔵するか又は貯蔵し放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。</p> <p>可燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。</p> <p>不燃性雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは減容装置又は<u>圧縮減容装置</u>で圧縮減容し、必要に応じて雑固体減容処理設備で溶融・焼却した後、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。</p> <p>第6給水加熱器の取替えに伴い取り外した第6給水加熱器3基等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の給水加熱器保管庫に貯蔵保管した後、不燃性雑固体廃棄物として処理する。</p> <p>使用済制御棒等の放射化された機器は、使用済燃料プールに貯蔵した後、固体廃棄物移送容器に収納しサイトバンカプールに移送し貯蔵保管する。</p>	<p>圧縮減容装置の導入に伴う変更</p> <p>圧縮減容装置の導入に伴う変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 前後比較表

本文 変更前	本文 変更後	備考
<p>固体廃棄物作業建屋の仕分け・切断作業エリアでは、不燃性雑固体廃棄物及び給水加熱器保管庫に貯蔵保管した第6給水加熱器等の仕分け、切断を行う。また、機器・予備品エリアでは、資機材の保管を行う。</p> <p>雑固体廃棄物焼却設備及び雑固体減容処理設備からの排ガスは、フィルタを通し放射性物質濃度を監視しつつ排気筒等から放出する。</p> <p>固体廃棄物処理系は、廃棄物の破砕、圧縮、焼却、熔融・焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等を防止する設計とする。</p> <p>上記濃縮廃液等を詰めたドラム缶等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫又は固体廃棄物作業建屋の廃棄体搬出作業エリアに貯蔵保管する。また、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。ただし、廃棄体搬出作業エリアには、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管したドラム缶を含めて、固体廃棄物を詰めたドラム缶を、廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間に限り、貯蔵保管する。</p> <p>なお、セメント混練固化装置、雑固体廃棄物焼却設備、雑固体減容処理設備、固体廃棄物貯蔵庫及び固体廃棄物作業建屋は東海発電所と共用する。</p>	<p>固体廃棄物作業建屋の仕分け・切断作業エリアでは、不燃性雑固体廃棄物及び給水加熱器保管庫に貯蔵保管した第6給水加熱器等の仕分け、<u>切断及び圧縮</u>を行う。また、機器・予備品エリアでは、資機材の保管を行う。</p> <p>雑固体廃棄物焼却設備及び雑固体減容処理設備からの排ガスは、フィルタを通し放射性物質濃度を監視しつつ排気筒等から放出する。</p> <p>固体廃棄物処理系は、廃棄物の破砕、圧縮、焼却、熔融・焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等を防止する設計とする。</p> <p>上記濃縮廃液等を詰めたドラム缶等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫又は固体廃棄物作業建屋の廃棄体搬出作業エリアに貯蔵保管する。また、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。ただし、廃棄体搬出作業エリアには、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管したドラム缶を含めて、固体廃棄物を詰めたドラム缶を、廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間に限り、貯蔵保管する。</p> <p>なお、セメント混練固化装置、雑固体廃棄物焼却設備、雑固体減容処理設備、固体廃棄物貯蔵庫及び固体廃棄物作業建屋は東海発電所と共用する。</p>	<p>圧縮減容装置の導入に伴う変更</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 前後比較表

本文 変更前	本文 変更後												備考
	工 事 計 画												工事計画の 追記
年度 月		2021			2022								
項 目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
圧縮減容装置の 設置				工事の開始 ▽						工事の終了 ▽			

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 前後比較表

添付書類三 変更前	添付書類三 変更後	備考
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 変更の工事に要する資金の額 本変更に係る圧縮減容装置設置工事に要する資金は、合計約1億円である。 2. 変更の工事に要する資金の調達計画 自己資金により工事資金を安定的に確保していく。 	<p>資金計画の追記</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 前後比較表

添付書類八 変更前										添付書類八 変更後										備考					
面重要度 分類	機能別分類	主要設備(注1)		補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)		波及的影響を 考慮すべき施設(注5)		検査用 地震動 (注6)	検査用 地震動 (注6)	検査用 地震動 (注6)	検査用 地震動 (注6)	検査用 地震動 (注6)	検査用 地震動 (注6)	検査用 地震動 (注6)	検査用 地震動 (注6)	検査用 地震動 (注6)	検査用 地震動 (注6)	検査用 地震動 (注6)	検査用 地震動 (注6)		
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス													適用範囲	耐震 クラス
S クラス	(vi) 原子炉冷却材圧力バウナダリ破損事故の際に、放射性物質の放射を直接防ぐための施設	原子炉格納容器	S	隔離弁を閉とするために必要な電気計装設備	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋	S ₃	原子炉建屋	S ₃	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃		
		原子炉格納容器バウナダリに属する配管・弁	S	残留熱除去系海水	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋	S ₃	原子炉建屋	S ₃													原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃
		残留熱除去系(格納容器スプレイン冷却モード)運転に必要な設備	S	非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系、補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋	S ₃	原子炉建屋	S ₃													原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃
		可燃性ガス濃度制御	S	非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系、補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋	S ₃	原子炉建屋	S ₃													原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃
		原子炉建屋原子炉棟	S	非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系、補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋	S ₃	原子炉建屋	S ₃													原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃
(vii) 津波防波機能を有する設備及び浸水防止機能を有する設備	(vii) 津波防波機能を有する設備及び浸水防止機能を有する設備	原子炉格納容器バウナダリに属する配管・弁	S	非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系、補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋	S ₃	原子炉建屋	S ₃	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃				
		残留熱除去系	S	非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系、補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋	S ₃	原子炉建屋	S ₃											原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃		
		可燃性ガス濃度制御	S	非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系、補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋	S ₃	原子炉建屋	S ₃											原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃		
		原子炉建屋原子炉棟	S	非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系、補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋	S ₃	原子炉建屋	S ₃											原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃		
		非常用ガス再循環系	S	非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系、補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋	S ₃	原子炉建屋	S ₃											原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃		
(viii) 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放射を抑制するための施設であり、(vi)以外の施設	(viii) 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放射を抑制するための施設であり、(vi)以外の施設	原子炉格納容器バウナダリに属する配管・弁	S	非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系、補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋	S ₃	原子炉建屋	S ₃	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃						
		残留熱除去系	S	非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系、補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋	S ₃	原子炉建屋	S ₃									原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃				
		可燃性ガス濃度制御	S	非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系、補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋	S ₃	原子炉建屋	S ₃									原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃				
		原子炉建屋原子炉棟	S	非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系、補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋	S ₃	原子炉建屋	S ₃									原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃				
		非常用ガス再循環系	S	非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系、補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋	S ₃	原子炉建屋	S ₃									原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃				
(ix) その他	(ix) その他	原子炉格納容器バウナダリに属する配管・弁	S	非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系、補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋	S ₃	原子炉建屋	S ₃	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃						
		残留熱除去系	S	非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系、補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋	S ₃	原子炉建屋	S ₃									原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃				
		可燃性ガス濃度制御	S	非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系、補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋	S ₃	原子炉建屋	S ₃									原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃				
		原子炉建屋原子炉棟	S	非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系、補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋	S ₃	原子炉建屋	S ₃									原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃				
		非常用ガス再循環系	S	非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系、補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建屋	S ₃	原子炉建屋	S ₃									原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S ₃ S ₃ S ₃ S ₃				

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更なし

東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 前後比較表

添付書類八 変更前				添付書類八 変更後				備考	
耐震重要度分類 (つづき)	機能別分類	主要設備(注1)		補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)	検討用地震動(注6)
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス		
Bクラス	(1) 原子炉冷却材圧力バウダリに直接接続されていて、二次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 (ii) 放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損による放射線の影響が周辺監視区域外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く) (iii) 放射性廃棄物以外の放射線物質に関する施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設	主蒸気系(外側主蒸気隔離弁より主塞止弁まで) 主蒸気逃がし安全弁非気管(注11) 主蒸気系及び給水系 原子炉冷却材浄化系 放射性廃棄物処理施設(Cクラスに属するもの(注12)) タービン、主復水器、給水加熱器及びその主要配管 復水脱塩装置 復水貯蔵タンク 燃料プール冷却浄化系 放射線低減効果の大きい遮蔽 制御棒駆動水圧系(放射性流体を内蔵する部分) 原子炉建屋クレーン 燃料取扱機構 使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン 制御棒貯蔵ラック	B (注10) B (注11) B B B B B B B B B B B B	-	-	機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物	B	原子炉建屋 タービン建屋(外側主蒸気隔離弁より主塞止弁までの配管・弁を支持する部分) 原子炉建屋 原子炉建屋 タービン建屋 原子炉建屋 廃棄物処理建屋	S _d S _d S _s S _s S _e
耐震重要度分類 (つづき)	機能別分類	主要設備(注1)		補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)	検討用地震動(注6)
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス		
Bクラス	(i) 原子炉冷却材圧力バウダリに直接接続されていて、二次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 (ii) 放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損による放射線の影響が周辺監視区域外における年間線量限度に比べ十分小さいものは除く) (iii) 放射性廃棄物以外の放射線物質に関する施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設	主蒸気系(外側主蒸気隔離弁より主塞止弁まで) 主蒸気逃がし安全弁非気管(注11) 主蒸気系及び給水系 原子炉冷却材浄化系 放射性廃棄物処理施設(Cクラスに属するもの(注12)) タービン、主復水器、給水加熱器及びその主要配管 復水脱塩装置 復水貯蔵タンク 燃料プール冷却浄化系 放射線低減効果の大きい遮蔽 制御棒駆動水圧系(放射性流体を内蔵する部分) 原子炉建屋クレーン 燃料取扱機構 使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン 制御棒貯蔵ラック	B (注10) B (注11) B B B B B B B B B B B B	-	-	機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物	B	原子炉建屋 タービン建屋(外側主蒸気隔離弁より主塞止弁までの配管・弁を支持する部分) 原子炉建屋 原子炉建屋 タービン建屋 原子炉建屋 廃棄物処理建屋	S _d S _d S _s S _s S _s S _s S _s S _s S _s S _s S _s S _s S _s S _s

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

添付書類八 変更前						添付書類八 変更後						備考
耐震重要度 分類	機能別分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		間接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		検査用 地震動 (注5)	備考	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス			
Bクラス	(iv) 使用済燃料を冷却するための施設	燃料プール冷却浄化系	B	原子炉補機冷却系 補機冷却系海水系 電気計装設備	B B B	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	B	原子炉建屋 海水ポンプ基礎等の海水系を支持する構造物	S _B S _B			
	(v) 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設											
Cクラス	(i) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	再循環流量制御系 制御棒駆動水圧系 (Sクラス及びBクラスに属さない部分)	C C			機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建屋	S _C			
	(ii) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設 洗滌液処理系 固化装置より下流の固体廃棄物処理系 (貯蔵庫を含む) 放射性廃棄物処理設備のうち濃縮装置の凝縮水側 新燃料貯蔵庫 その他	C C C C C C C C			機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建屋 タービン建屋 廃棄物処理建屋 固体廃棄物貯蔵庫 給水加熱器保管庫 固体廃棄物作業建屋	S _C S _C S _C S _C S _C S _C			
Bクラス	(iv) 使用済燃料を冷却するための施設	燃料プール冷却浄化系	B	原子炉補機冷却系 補機冷却系海水系 電気計装設備	B B B	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	B	原子炉建屋 海水ポンプ基礎等の海水系を支持する構造物	S _B S _B			
	(v) 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設											
Cクラス	(i) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	再循環流量制御系 制御棒駆動水圧系 (Sクラス及びBクラスに属さない部分)	C C			機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建屋	S _C			
	(ii) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設 洗滌液処理系 固化装置より下流の固体廃棄物処理系 (貯蔵庫を含む) 放射性廃棄物処理設備のうち濃縮装置の凝縮水側 新燃料貯蔵庫 その他	C C C C C C C			機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建屋 タービン建屋 廃棄物処理建屋 固体廃棄物貯蔵庫 給水加熱器保管庫 固体廃棄物作業建屋	S _C S _C S _C S _C S _C S _C			

(つづき)

(つづき)

圧縮減容装置の導入に伴う変更

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 前後比較表

添付書類八 変更前		添付書類八 変更後		備考																																																							
(つづき)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度分類</th> <th rowspan="2">機能別分類</th> <th colspan="2">主要設備(注1)</th> <th colspan="2">補助設備(注2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物(注3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物(注4)</th> <th rowspan="2">検討用地震動(注6)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Cクラス</td> <td>(Ⅲ) 原子炉施設ではあるが、放射線安全に関係しない施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 循環水系 タービン補機冷却系 所内ボイラ及び炉内蒸気系 消火系 主発電機・変圧器 空調設備 タービン建屋クレーン 所内用空気系及び計器用空気系 その他 </td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋 廃棄物処理建屋 その他 </td> <td>S₁ S₂ S₃ S₄</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。 (注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。 (注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれららの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 (注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。 (注5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属する施設の破損によって上位クラスに属する施設も適用範囲とする。 (注6) S_s : 基準地震動 S_s により定まる地震力 S_d : 弾性設計用地震動 S_d により定まる地震力 S_b : 耐震Bクラス施設に適用される地震力 S_c : 耐震Cクラス施設に適用される静的地震力 原子炉本体の基礎の一部は、間接支持構造物の機能に加えてドライウエルとサブプレッジョン・チェンバとの圧力境界となる機能を有する。 (注7) ほう酸水注入系は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準ずる。 (注8) 圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性からSクラスに準ずる。 (注9) Bクラスではあるが、弾性設計用地震動 S_d に対して破損しないことの検討を行うものとする。 (注10) 地震により主蒸気逃がし安全弁排気管(以下「排気管」という。)がサブプレッジョン・チェンバ内の排気管が破損しないことを確認する。放出された蒸気は凝縮することが出来なため、基準地震動 S_s に対してサブプレッジョン・チェンバ内の排気管が破損しないことを確認する。また、排気管がドライウエル内で破損した場合であれば、放出された蒸気はベント管を通してサブプレッジョン・チェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、原子炉格納容器の内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動 S_s に対してドライウエルの排気管が破損しないことを確認する。</p>	耐震重要度分類	機能別分類	主要設備(注1)		補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)		検討用地震動(注6)	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	Cクラス	(Ⅲ) 原子炉施設ではあるが、放射線安全に関係しない施設	<ul style="list-style-type: none"> 循環水系 タービン補機冷却系 所内ボイラ及び炉内蒸気系 消火系 主発電機・変圧器 空調設備 タービン建屋クレーン 所内用空気系及び計器用空気系 その他 	C			<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋 廃棄物処理建屋 その他 	S ₁ S ₂ S ₃ S ₄	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度分類</th> <th rowspan="2">機能別分類</th> <th colspan="2">主要設備(注1)</th> <th colspan="2">補助設備(注2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物(注3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物(注4)</th> <th rowspan="2">検討用地震動(注6)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Cクラス</td> <td>(Ⅲ) 原子炉施設ではあるが、放射線安全に関係しない施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 循環水系 タービン補機冷却系 所内ボイラ及び炉内蒸気系 消火系 主発電機・変圧器 空調設備 タービン建屋クレーン 所内用空気系及び計器用空気系 その他 </td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋 廃棄物処理建屋 その他 </td> <td>S₁ S₂ S₃ S₄</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。 (注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。 (注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれららの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 (注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。 (注5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属する施設の破損によって上位クラスに属する施設も適用範囲とする。 (注6) S_s : 基準地震動 S_s により定まる地震力 S_d : 弾性設計用地震動 S_d により定まる地震力 S_b : 耐震Bクラス施設に適用される地震力 S_c : 耐震Cクラス施設に適用される静的地震力 原子炉本体の基礎の一部は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準ずる。 (注7) ほう酸水注入系は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準ずる。 (注8) 圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性からSクラスに準ずる。 (注9) Bクラスではあるが、弾性設計用地震動 S_d に対して破損しないことの検討を行うものとする。 (注10) 地震により主蒸気逃がし安全弁排気管(以下「排気管」という。)がサブプレッジョン・チェンバ内の排気管が破損しないことを確認する。放出された蒸気は凝縮することが出来なため、基準地震動 S_s に対してサブプレッジョン・チェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、原子炉格納容器の内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動 S_s に対してドライウエルの排気管が破損しないことを確認する。</p>	耐震重要度分類	機能別分類	主要設備(注1)		補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)		検討用地震動(注6)	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	Cクラス	(Ⅲ) 原子炉施設ではあるが、放射線安全に関係しない施設	<ul style="list-style-type: none"> 循環水系 タービン補機冷却系 所内ボイラ及び炉内蒸気系 消火系 主発電機・変圧器 空調設備 タービン建屋クレーン 所内用空気系及び計器用空気系 その他 	C			<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋 廃棄物処理建屋 その他 	S ₁ S ₂ S ₃ S ₄	変更なし
耐震重要度分類	機能別分類			主要設備(注1)		補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)			検討用地震動(注6)																																														
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス																																																		
Cクラス	(Ⅲ) 原子炉施設ではあるが、放射線安全に関係しない施設	<ul style="list-style-type: none"> 循環水系 タービン補機冷却系 所内ボイラ及び炉内蒸気系 消火系 主発電機・変圧器 空調設備 タービン建屋クレーン 所内用空気系及び計器用空気系 その他 	C			<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋 廃棄物処理建屋 その他 	S ₁ S ₂ S ₃ S ₄																																																			
耐震重要度分類	機能別分類	主要設備(注1)		補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)		検討用地震動(注6)																																																	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス																																																		
Cクラス	(Ⅲ) 原子炉施設ではあるが、放射線安全に関係しない施設	<ul style="list-style-type: none"> 循環水系 タービン補機冷却系 所内ボイラ及び炉内蒸気系 消火系 主発電機・変圧器 空調設備 タービン建屋クレーン 所内用空気系及び計器用空気系 その他 	C			<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋 廃棄物処理建屋 その他 	S ₁ S ₂ S ₃ S ₄																																																			

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 前後比較表

添付書類八 変更前	添付書類八 変更後	備考
<p>1.9 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針</p>	<p>1.9 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針</p> <p>1.9.9.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定）」に対する適合</p> <p>第三条 設計基準対象施設の地盤</p> <div data-bbox="1418 533 2605 863" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）及び兼用キャスクにあつては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。）が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあつては、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。</p> </div> <p><u>適合のための設計方針</u></p> <p>圧縮減容装置は、耐震重要度分類Cクラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、設置圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置された固体廃棄物作業建屋内に設置する。</p> <p>第四条 地震による損傷の防止</p> <div data-bbox="1418 1209 2605 1402" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができないものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> </div> <p><u>適合のための設計方針</u></p> <p>第1項及び第2項について</p> <p>圧縮減容装置は、耐震重要度分類Cクラスに分類し、それに応じた地震力に対しておおむね弾性範囲の設計を行う。</p> <p>第八条 火災による損傷の防止</p> <div data-bbox="1418 1759 2605 1892" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止ことができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消火設備」といい、安全施設に属するも</p> </div>	<p>圧縮減容装置の設計方針の追記</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 前後比較表

添付書類八 変更前	添付書類八 変更後	備考
	<p data-bbox="1418 277 2605 319" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">のに限る。)並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p data-bbox="1418 373 1697 403"><u>適合のための設計方針</u></p> <p data-bbox="1418 415 2617 495">圧縮減容装置は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災発生防止、火災感知及び消火並びに火災の影響軽減の措置を講じるものとする。</p> <p data-bbox="1418 508 1668 537">(1) 火災発生防止</p> <p data-bbox="1418 550 2617 676">圧縮減容装置は、不燃性又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものである場合若しくは他の安全機能の有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合を除き、不燃性又は難燃性材料を使用した設計とする。</p> <p data-bbox="1418 688 2617 768">電気系統については、必要に応じて、過電流継電器等の保護装置と遮断器の組合せ等により、過電流による過熱、焼損の防止を図るとともに、必要な電気設備に設置を施す。</p> <p data-bbox="1418 781 1757 810">(2) 火災の検知及び消火</p> <p data-bbox="1418 823 2617 903">圧縮減容装置は、消防法又は建築基準法に基づく火災感知器及び消火設備を設けた、固体廃棄物作業建屋内に設置する設計とする。</p> <p data-bbox="1418 915 1697 945">(3) 火災の影響軽減</p> <p data-bbox="1418 957 2617 1083">圧縮減容装置を設置する固体廃棄物作業建屋内は、放射性廃棄物の貯蔵機能を有する構築物、系統及び機器を設置する耐火壁に囲まれた火災区域であり、他の火災区域と隣接しない。</p> <p data-bbox="1418 1138 1697 1167">第十条 誤操作の防止</p> <p data-bbox="1418 1222 2605 1348" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p> <p data-bbox="1418 1411 1697 1440"><u>適合のための設計方針</u></p> <p data-bbox="1418 1453 1608 1482">第1項について</p> <p data-bbox="1418 1495 2617 1621">圧縮減容装置は、作業員の誤操作を防止するため、盤の配置、操作器具等の操作性に留意するとともに、状態表示及び警報表示により圧縮減容装置の状態が正確、かつ迅速に把握できる設計とする。また、保守点検において誤りが生じにくいよう留意した設計とする。</p> <p data-bbox="1418 1675 1608 1705">第2項について</p> <p data-bbox="1418 1717 2617 1797">圧縮減容装置に対して色分け等の識別管理や、操作性を考慮した設備等の配置を行い、作業員の誤操作を防止するとともに容易に操作ができる設計とする。</p>	<p data-bbox="2647 277 2819 403">圧縮減容装置の設計方針の追記</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 前後比較表

添付書類八 変更前	添付書類八 変更後	備考
	<p>第十二条 安全施設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>3 安全施設は、設計基準事故及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものでなければならない。</p> </div> <p><u>適合のための設計方針</u></p> <p>第1項について</p> <p>圧縮減容装置は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、それが果たす安全機能の性質に応じて分類し、十分高い信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計とする。</p> <p>第3項について</p> <p>圧縮減容装置の設計条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕をもって機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>第二十七条 放射性廃棄物の処理施設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>工場等には、次に掲げるところにより、通常運転時において放射性廃棄物（実用炉規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。以下同じ。）を処理する施設（安全施設に係るものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>三 固体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあつては、放射性廃棄物を処理する過程において放射性物質が散逸し難いものとする。</p> </div> <p><u>適合のための設計方針</u></p> <p>第1項第3号について</p> <p>圧縮減容装置は、換気設備が設置された固体廃棄物作業建屋内に設置することにより、空気中の放射性物質の低減を行うことで、放射性物質が散逸し難い設計とする。</p>	<p>圧縮減容装置の設計方針の追記</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 前後比較表

添付書類八 変更前	添付書類八 変更後	備考
	<p>第三十条 放射線からの放射線業務従事者の防護</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいう。以下同じ。）が業務に従事する場所における放射線量を低減できるものとする。</p> <p>二 放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとする。</p> </div> <p>2 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。</p> <p><u>適合のための設計方針</u></p> <p>第1項及び第2項について</p> <p>圧縮減容装置は、放射線業務従事者の被ばくを低く抑える設計とし、補助遮蔽及び換気系が設置された固体廃棄物作業建屋内に設置する設計とする。</p>	<p>圧縮減容装置の設計方針の追記</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 前後比較表

添付書類八 変更前	添付書類八 変更後	備考
<p>7. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>7.3 固体廃棄物処理系</p> <p>7.3.2 設計方針</p> <p>(7) 固体廃棄物作業建屋（東海発電所及び東海第二発電所共用，既設）の仕分け・切断作業エリアでは，不燃性雑固体廃棄物及び給水加熱器保管庫に貯蔵保管した第6給水加熱器等の仕分け，切断を行う。また，機器・予備品エリアでは，資機材の保管を行う。</p> <p>7.3.3 主要設備</p> <p>(4) 雑固体廃棄物の処理</p> <p>雑固体廃棄物の処理を行う設備は，雑固体廃棄物焼却設備，減容装置及び雑固体減容処理設備（東海発電所及び東海第二発電所共用，既設）である。</p> <p>可燃性雑固体廃棄物は，ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却し，焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。雑固体廃棄物焼却設備の排ガスは，セラミックフィルタ及び高性能粒子フィルタを通し（除染係数10^5以上）⁽¹⁾ 廃棄物処理建屋排気口（地上高約50m）から放射性物質濃度を監視しつつ放出する。不燃性雑固体廃棄物は，仕分けし，圧縮可能なものは圧縮減容し，必要に応じて雑固体減容処理設備で熔融・焼却した後，ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。雑固体減容処理設備の排ガスはセラミックフィルタ及び高性能粒子フィルタを通し（除染係数10^7以上）⁽²⁾⁽³⁾ 排気筒から放射性物質濃度を監視しつつ放出する。</p> <p>(7) 固体廃棄物作業建屋（東海発電所及び東海第二発電所共用，既設）での不燃性雑固体廃棄物の処理等</p> <p>仕分け・切断作業エリアでは，不燃性雑固体廃棄物の仕分け，切断作業を行う。なお，仕分け及び切断作業を行う仕分け・切断作業エリア内の作業場は，放射性物質の散逸を防止するため，周囲から区画し，作業中は当該区域を負圧に維持する等の汚染拡大防止措置を講じる。</p>	<p>7. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>7.3 固体廃棄物処理系</p> <p>7.3.2 設計方針</p> <p>(7) 固体廃棄物作業建屋（東海発電所及び東海第二発電所共用，既設）の仕分け・切断作業エリアでは，不燃性雑固体廃棄物及び給水加熱器保管庫に貯蔵保管した第6給水加熱器等の仕分け，<u>切断及び圧縮</u>を行う。また，機器・予備品エリアでは，資機材の保管を行う。</p> <p>7.3.3 主要設備</p> <p>(4) 雑固体廃棄物の処理</p> <p>雑固体廃棄物の処理を行う設備は，雑固体廃棄物焼却設備，減容装置，<u>雑固体減容処理設備</u>（東海発電所及び東海第二発電所共用，既設）<u>及び圧縮減容装置</u>である。</p> <p>可燃性雑固体廃棄物は，ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却し，焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。雑固体廃棄物焼却設備の排ガスは，セラミックフィルタ及び高性能粒子フィルタを通し（除染係数10^5以上）⁽¹⁾ 廃棄物処理建屋排気口（地上高約50m）から放射性物質濃度を監視しつつ放出する。不燃性雑固体廃棄物は，仕分けし，圧縮可能なものは圧縮減容し，必要に応じて雑固体減容処理設備で熔融・焼却した後，ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。雑固体減容処理設備の排ガスはセラミックフィルタ及び高性能粒子フィルタを通し（除染係数10^7以上）⁽²⁾⁽³⁾ 排気筒から放射性物質濃度を監視しつつ放出する。</p> <p>(7) 固体廃棄物作業建屋（東海発電所及び東海第二発電所共用，既設）での不燃性雑固体廃棄物の処理等</p> <p>仕分け・切断作業エリアでは，不燃性雑固体廃棄物の仕分け，<u>切断作業及び圧縮</u>を行う。なお，仕分け，<u>切断及び圧縮</u>作業を行う仕分け・切断作業エリア内の作業場は，放射性物質の散逸を防止するため，周囲から区画し，作業中は当該区域を負圧に維持する等の汚染拡大防止措置を講じる。</p>	<p>圧縮減容装置の導入に伴う変更</p> <p>圧縮減容装置の導入に伴う変更</p>

注) 下線は，変更箇所を示すものである。下線は，変更内容に含まない。

添付書類八 変更前	添付書類八 変更後	備考																																																														
<p style="text-align: center;">第7.3-1表 固体廃棄物処理系主要仕様</p> <p>(1) タンク類</p> <table border="1" data-bbox="178 409 1231 829"> <thead> <tr> <th>タンク名</th> <th>基数</th> <th>容量 (m³/基)</th> <th>材 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> <td>3</td> <td>約 90</td> <td>炭素鋼</td> </tr> <tr> <td>使用済粉末樹脂貯蔵タンク</td> <td>2</td> <td>約 140</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済樹脂貯蔵タンク</td> <td>1</td> <td>約 130</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>約 250</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>クラッドスラリタンク</td> <td>2</td> <td>約 250</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>廃液スラッジ貯蔵タンク</td> <td>2</td> <td>約 160</td> <td>炭素鋼</td> </tr> <tr> <td>床ドレンスラッジ貯蔵タンク</td> <td>1</td> <td>約 110</td> <td>炭素鋼</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減容固化設備</p> <p>乾燥装置</p> <p>型 式 たて置遠心薄膜式</p> <p>基 数 1</p> <p>造粒装置</p> <p>型 式 2軸形ロール式</p> <p>基 数 1</p> <p>(3) 減容固化体貯蔵室</p> <p>構 造 鉄筋コンクリート造</p> <p>面 積 約 250m²</p> <p>容 量 約 1,400m³</p> <p>(4) セメント混練固化装置 (東海発電所及び東海第二発電所共用, 既設)</p> <p>型 式 セメント固化式</p> <p>基 数 1</p> <p>(5) 減容装置</p> <p>型 式 油圧式</p> <p>基 数 1</p> <p>(6) 雑固体廃棄物焼却設備 (東海発電所及び東海第二発電所共用, 既設)</p> <p>型 式 自燃式</p> <p>基 数 1</p> <p>容 量 約 3.14×10⁶kJ/h (約 750,000kcal/h)</p> <p>(7) 雑固体減容処理設備 (東海発電所及び東海第二発電所共用, 既設)</p>	タンク名	基数	容量 (m ³ /基)	材 料	濃縮廃液貯蔵タンク	3	約 90	炭素鋼	使用済粉末樹脂貯蔵タンク	2	約 140	ステンレス鋼	使用済樹脂貯蔵タンク	1	約 130	ステンレス鋼	2	約 250	ステンレス鋼	クラッドスラリタンク	2	約 250	ステンレス鋼	廃液スラッジ貯蔵タンク	2	約 160	炭素鋼	床ドレンスラッジ貯蔵タンク	1	約 110	炭素鋼	<p style="text-align: center;">第7.3-1表 固体廃棄物処理系主要仕様</p> <p>(1) タンク類</p> <table border="1" data-bbox="1424 367 2478 787"> <thead> <tr> <th>タンク名</th> <th>基数</th> <th>容 量 (m³/基)</th> <th>材 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> <td>3</td> <td>約 90</td> <td>炭素鋼</td> </tr> <tr> <td>使用済粉末樹脂貯蔵タンク</td> <td>2</td> <td>約 140</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済樹脂貯蔵タンク</td> <td>1</td> <td>約 130</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>約 250</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>クラッドスラリタンク</td> <td>2</td> <td>約 250</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>廃液スラッジ貯蔵タンク</td> <td>2</td> <td>約 160</td> <td>炭素鋼</td> </tr> <tr> <td>床ドレンスラッジ貯蔵タンク</td> <td>1</td> <td>約 110</td> <td>炭素鋼</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減容固化設備</p> <p>乾燥装置</p> <p>型 式 たて置遠心薄膜式</p> <p>基 数 1</p> <p>造粒装置</p> <p>型 式 2軸形ロール式</p> <p>基 数 1</p> <p>(3) 減容固化体貯蔵室</p> <p>構 造 鉄筋コンクリート造</p> <p>面 積 約 250m²</p> <p>容 量 約 1,400m³</p> <p>(4) セメント混練固化装置 (東海発電所及び東海第二発電所共用, 既設)</p> <p>型 式 セメント固化式</p> <p>基 数 1</p> <p>(5) 減容装置</p> <p>型 式 油圧式</p> <p>基 数 1</p> <p>(6) 雑固体廃棄物焼却設備 (東海発電所及び東海第二発電所共用, 既設)</p> <p>型 式 自燃式</p> <p>基 数 1</p> <p>容 量 約 3.14×10⁶kJ/h (約 750,000kcal/h)</p> <p>(7) 雑固体減容処理設備 (東海発電所及び東海第二発電所共用, 既設)</p> <p>型 式 高周波誘導加熱・2次燃焼器・セラミック・高性能</p>	タンク名	基数	容 量 (m ³ /基)	材 料	濃縮廃液貯蔵タンク	3	約 90	炭素鋼	使用済粉末樹脂貯蔵タンク	2	約 140	ステンレス鋼	使用済樹脂貯蔵タンク	1	約 130	ステンレス鋼	2	約 250	ステンレス鋼	クラッドスラリタンク	2	約 250	ステンレス鋼	廃液スラッジ貯蔵タンク	2	約 160	炭素鋼	床ドレンスラッジ貯蔵タンク	1	約 110	炭素鋼	<p>変更なし</p>
タンク名	基数	容量 (m ³ /基)	材 料																																																													
濃縮廃液貯蔵タンク	3	約 90	炭素鋼																																																													
使用済粉末樹脂貯蔵タンク	2	約 140	ステンレス鋼																																																													
使用済樹脂貯蔵タンク	1	約 130	ステンレス鋼																																																													
	2	約 250	ステンレス鋼																																																													
クラッドスラリタンク	2	約 250	ステンレス鋼																																																													
廃液スラッジ貯蔵タンク	2	約 160	炭素鋼																																																													
床ドレンスラッジ貯蔵タンク	1	約 110	炭素鋼																																																													
タンク名	基数	容 量 (m ³ /基)	材 料																																																													
濃縮廃液貯蔵タンク	3	約 90	炭素鋼																																																													
使用済粉末樹脂貯蔵タンク	2	約 140	ステンレス鋼																																																													
使用済樹脂貯蔵タンク	1	約 130	ステンレス鋼																																																													
	2	約 250	ステンレス鋼																																																													
クラッドスラリタンク	2	約 250	ステンレス鋼																																																													
廃液スラッジ貯蔵タンク	2	約 160	炭素鋼																																																													
床ドレンスラッジ貯蔵タンク	1	約 110	炭素鋼																																																													

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 前後比較表

添付書類八 変更前		添付書類八 変更後		備考
型式	高周波誘導加熱・2次燃焼器・セラミック・高性能 粒子フィルタ式	基数	1	変更なし
基数	1	容量	約 6,400 本	
容量	約 6,400 本 (200L ドラム缶相当) / 年 (24 時間 / 日, 約 200 日 / 年運転時)	(8) 固体廃棄物移送容器	(200L ドラム缶相当) / 年 (24 時間 / 日, 約 200 日 / 年運転時)	
(8) 固体廃棄物移送容器		基数	1	
基数	1	容量	約 3.4m ³	
容量	約 3.4m ³	(9) サイトバンカプール		
(9) サイトバンカプール		基数	1	
基数	1	構造	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼ライニング	
構造	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼ライニング	容量	約 1,900m ³	
容量	約 1,900m ³	(10) 固体廃棄物貯蔵庫 A (東海発電所及び東海第二発電所共用, 既設)		
(10) 固体廃棄物貯蔵庫 A (東海発電所及び東海第二発電所共用, 既設)		位置	発電所敷地内	
位置	発電所敷地内	構造	鉄筋コンクリート造 (地下 1 階, 地上 1 階)	
構造	鉄筋コンクリート造 (地下 1 階, 地上 1 階)	面積	延 約 5,300m ²	
面積	延 約 5,300m ²	貯蔵能力	約 25,000 本 (200L ドラム缶相当)	
貯蔵能力	約 25,000 本 (200L ドラム缶相当)	(11) 固体廃棄物貯蔵庫 B (東海発電所及び東海第二発電所共用, 既設)		
(11) 固体廃棄物貯蔵庫 B (東海発電所及び東海第二発電所共用, 既設)		位置	発電所敷地内	
位置	発電所敷地内	構造	鉄筋コンクリート造 (地下 1 階, 地上 2 階)	
構造	鉄筋コンクリート造 (地下 1 階, 地上 2 階)	面積	延 約 10,000m ²	
面積	延 約 10,000m ²	貯蔵能力	約 48,000 本 (200L ドラム缶相当)	
貯蔵能力	約 48,000 本 (200L ドラム缶相当)	(12) 給水加熱器保管庫		
(12) 給水加熱器保管庫		位置	発電所敷地内	
位置	発電所敷地内	構造	鉄筋コンクリート造 (地上 1 階)	
構造	鉄筋コンクリート造 (地上 1 階)	容量	約 5,100m ³ (第 6 給水加熱器 3 基等)	
容量	約 5,100m ³ (第 6 給水加熱器 3 基等)	(13) 固体廃棄物作業建屋 (東海発電所及び東海第二発電所共用, 既設)		
(13) 固体廃棄物作業建屋 (東海発電所及び東海第二発電所共用, 既設)		位置	発電所敷地内	
位置	発電所敷地内	構造	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造) (地上 3 階)	
構造	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造) (地上 3 階)	面積	固体廃棄物作業建屋の延面積 約 6,200m ² (廃棄体搬出作業エリアの延面積 約 2,700m ²) (仕分け・切断作業エリアの面積 約 900m ²)	
面積	固体廃棄物作業建屋の延面積 約 6,200m ² (廃棄体搬出作業エリアの延面積 約 2,700m ²)			

注) 下線は, 変更箇所を示すものである。下線は, 変更内容に含まない。

東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 前後比較表

添付書類八 変更前	添付書類八 変更後	備考				
<p>貯蔵能力</p> <p>(仕分け・切断作業エリアの面積 約 900m²) (機器・予備品エリアの面積 約 1,400m²) 廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間、貯蔵保管する 200L ドラム缶約 3,000 本 (廃棄体搬出作業エリア)</p>	<p>貯蔵能力</p> <p>(機器・予備品エリアの面積 約 1,400m²) 廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間、貯蔵保管する 200L ドラム缶約 3,000 本 (廃棄体搬出作業エリア)</p> <p><u>(14) 圧縮減容装置</u></p> <table border="1" data-bbox="1397 499 2036 583"> <tr> <td>型 式</td> <td>油圧式</td> </tr> <tr> <td>基 数</td> <td>1</td> </tr> </table>	型 式	油圧式	基 数	1	<p>備考</p> <p>圧縮減容装置の導入に伴う変更</p>
型 式	油圧式					
基 数	1					

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

添付書類八 変更前	添付書類八 変更後	備考
<p>濃縮廃液 液体廃棄物処理系濃縮装置より</p> <p>使用済樹脂 原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩器より</p> <p>廃スラッジ 復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系脱塩装置より</p> <p>雑固体 液体廃棄物処理系非助材型ろ過装置より</p> <p>雑固体 液体廃棄物処理系助材型ろ過装置より</p> <p>雑固体 可燃性雑固体</p> <p>雑固体 不燃性雑固体</p> <p>第6給水加熱器等 使用済制御棒, チャンネルボックス等</p> <p>使用済制御棒等 使用済燃料プール</p> <p>* 東海発電所と共用</p> <p>第7.3-1図 固体廃棄物処理系統概要図</p>	<p>濃縮廃液 液体廃棄物処理系濃縮装置より</p> <p>使用済樹脂 原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩器より</p> <p>廃スラッジ 復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系脱塩装置より</p> <p>雑固体 液体廃棄物処理系非助材型ろ過装置より</p> <p>雑固体 液体廃棄物処理系助材型ろ過装置より</p> <p>雑固体 可燃性雑固体</p> <p>雑固体 不燃性雑固体</p> <p>第6給水加熱器等 使用済制御棒, チャンネルボックス等</p> <p>使用済制御棒等 使用済燃料プール</p> <p>* 東海発電所と共用</p> <p>第7.3-1図 固体廃棄物処理系統概要図</p>	<p>圧縮減容装置の導入に伴う変更(赤囲い部, 赤線は変更内容に含まない)</p> <p>直接充填固型化処理を踏まえた適正化</p> <p>記載の適正化</p>

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。